

新潟市名誉市民条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市名誉市民条例（昭和25年新潟市条例第41号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(通知)

第2条 市長は、条例第2条の規定により新潟市名誉市民を選定したときは、速やかにその旨を本人（本人が死亡している場合にあつては、遺族）に通知するものとする。

2 前項の規定により遺族に通知する場合においては、第9条の規定を準用する。

(選考委員会の組織)

第3条 条例第3条に規定する新潟市名誉市民選考委員会（以下「選考委員会」という。）は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が特に必要と認める者のうちから、諮問の都度委嘱し、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(選考委員会の委員長等)

第4条 選考委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、選考委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(選考委員会の会議)

第5条 選考委員会の会議は委員長が招集し、その議長は委員長が務める。

2 選考委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 選考委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 選考委員会の運営に関し必要な事項については、委員長が選考委員会に諮って定める。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、特に必要があると認めるときは、選考委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 選考委員会の庶務は、秘書課において処理する。

(名誉市民章)

第8条 条例第4条に規定する名誉市民章の様式は、市長が別に定める。

(遺族の範囲及び順位)

第9条 条例第4条ただし書の規定により遺族に贈る場合は、次に掲げる順位により贈るものとする。ただし、次に掲げる者がいない場合には、市長が適当と認める者に贈るものとする。

- (1) 配偶者（内縁関係にある者を含む。）
- (2) 子
- (3) 父母
- (4) 兄弟姉妹

(市公報への公示)

第10条 条例第5条の規定による市の公報で公示すべき事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 略歴
- (3) 顕彰すべき事績の概要
- (4) その他市長が必要と認める事項

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、新潟市名誉市民の選考及び顕彰に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和5年12月27日規則第51号)

この規則は、公布の日から施行する。